

# 県立学校におけるマスク着用等の見直しについて

文部科学省から、4月1日以降のマスクの着用等に係る対応方針が発出されたが、本県における県立学校の対応については以下のとおりとする。

## ◆ 県立学校における対応方針

【3月31日まで】 従来の取扱いのとおり（ガイドラインの内容に沿って、基本的な感染防止対策を徹底）

【4月1日以降】 ◇児童生徒 ⇒ マスクの着用は求めないが、活動場面に応じて適切に選択  
◇教職員 ⇒ 学校教育活動継続の観点から、当面の間、原則として勤務中はマスクを着用

・なお、感染のリスクが比較的高い学習活動時には、一定の感染防止対策を講じることを検討

### 《感染のリスクが比較的高い学習活動例》

- ・児童生徒が対面形式となるグループワーク等
- ・児童生徒がグループで行う実験や観察
- ・児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏



### 《対策》

- ・2方向の窓を同時に開けて常時換気
- ・グループワーク等は少人数で実施し、大声での会話は控える
- ・合唱やリコーダー等の演奏は前方及び隣同士と適切な距離を確保

・地域や学校の感染状況等によっては、マスクの着用を推奨するなどの感染防止対策を講じることも検討

## 【留意点】

- ・基礎疾患がある児童生徒や、様々な事情により感染不安を抱き、マスク着用を希望する児童生徒、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにする。
- ・マスク着用の有無による差別・偏見等がないようにする。

## 【学校におけるクラスター対策】

- ・3月27日以降のクラスター対策については、各施設の自主的な対策に移行し、必要に応じて市町村とも協力しながら学校対策チームが助言